

標の抑制策として侵害訴訟において被告に不使用の抗弁権を認めたらどうかという考え方もあったが、この考え方は次の理由により採用に至らなかった。

- (1) 我が国の商標制度は権利の安定性の観点から登録主義を採用しており、登録された商標は審判により取消又は無効にされるまでは安定した権利として保有できる建前となっているところ、侵害訴訟において被告に不使用の抗弁権を認める等の不使用商標の権利行使制限の措置を導入した場合には、商標権者が登録商標を使用していなければ、他人による当該登録商標の使用を差し止めることができなくなり、商標権自体が非常に不安定なものとなる。また、登録簿に公示されている権利者と実際に商標を使用している者が異なる等、登録主義をあまりにも形骸化することになり、需要者に混乱を生じるおそれすらある。
- (2) さらに、商標権が取消適格にあるかどうかについては、極めて専門的な判断を作うことから、特に特許庁に専門的な部局を設けてここに一次的判断権が与えられているところ、このような法制の下で裁判所にも同等の判断権を与えることは、双方の判断が食い違ったときに混乱が生ずるおそれがある。

2. 登録料の分納制度等の導入

(1) 登録料の分納制度

改正前の登録料納付制度の下では、商標登録の際の登録料は、すべて10年分一括払いとなっているため、期間途中で商標の使用意思が失われても進んでこれを放棄するインセンティブが働きにくい状況にあった。

この点、登録料を前半、後半に分けて支払うことができる分納制をオプションとして一括払いの他に導入すれば、短ライフサイクル製品に使用する商標や一つの商品のために考えられた多数出願・登録された商標の案のうち結果的に採択されなかった商標等、使用見込みのない商標については、後半分の登録料納付を契機として、商標維持の要否をチェックするインセンティブを商標権者に与えることができ、商標権者にとっても、短ライフサイクル商品に係る商標

については、従来より低廉な料金で登録ができることになる。

こうした考え方から、設定登録料及び更新登録料の納付について、登録時には前半5年分の料金を納付し、5年満了時点までに後半分の商標登録の継続の必要性を判断の上で料金納付ができる分納制度を導入することとした。

(登録料の分割納付)

第四十一条の二 商標権の設定の登録を受ける者は、第四十条第一項の規定にかかわらず、登録料を分割して納付することができる。

この場合においては、商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に、一件ごとに、四万四千円に区分の数を乗じて得た額を納付するとともに、商標権の存続期間の満了前五年までに、一件ごとに、四万四千円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

2 商標権の存続期間の更新登録の中請をする者は、第四十条第二項の規定にかかわらず、登録料を分割して納付することができる。この場合においては、更新登録の申請と同時に、一件ごとに、十万千円に区分の数を乗じて得た額を納付するとともに、商標権の存続期間の満了前五年までに、一件ごとに、十万千円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

3 商標権者は、第一項又は前項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内にその登録料を追納することができる。

4 前項の規定により登録料を追納することができる期間内に、第一項又は第二項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべきであつた登録料及び第四十三条第三項の割増登録料を納付しないときは、その商標権は、存続期間の満了前五年の日にさかのばつて消滅したものとみなす。

5 第四十一条第一項及び第四項の規定は、第一項及び第二項の場合に準用

する。

6 前条第二項の規定は、第一項の規定により商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付しなければならない登録料を納付する場合に準用する。

本条は、設定登録料及び更新登録料をそれぞれ2回に分割して納付することができる旨を規定したものである。

この分納制度の導入により、商標権者は、企業の名称（ハウスマーク）等のように当初から10年間を通じて登録を希望するような場合には第40条の規定に従って10年分一括納付を、短ライフサイクル商品に係る商標等については本条に従って分割納付を、それぞれ選択するということが可能となる。

本制度を利用した場合における前半・後半の2回分の合計額は、一括納付した場合に比べると割高となっているが、これは5年間の金利や2回に分けて登録料が納付されることによる登録原簿を管理する事務コスト等の事情を勘案したものである。

また、分納制度は第40条第1項及び第2項において規定する設定登録料及び更新登録料の一括納付に対する選択肢として位置付けられるものであり、たとえ、分納制度を利用した場合でも、制度上は商標権の存続期間は10年であることに変わりがなく、権利期間自体は短縮されるものではない。

第1項は、商標権の設定の際の登録料を分割して納付する場合の規定である。後段は、納付期限について定めており、前半分の納付は一括払いと同じ期限であるが、後半分の納付は存続期間の中間点（5年満了時点）までを期限とした。後半分について納付の始期を定めなかった理由は、納付の時期を早い段階から弾力的に認めることで商標権者の便宜に供することとしたものである。

第2項は、更新の登録料を分割して納付する場合の規定である。

第1項及び第2項における分割納付の場合も、区分単位で料金を納付することについては、一括納付の場合と同じである。

ちなみに、一出願（又は登録）多区分に係る登録料を納付する場合、ある区

分は「括納付」とし、ある区分は分割納付とするということはできない。「一件ごとに、…を納付」と規定されていることからも明らかである。もし、これを望むのであれば、事前に出願（又は登録）の分割をする必要がある。

第3項は、後半分の登録料の納付が、納付期限を経過した後の取扱いについて規定したものである。すなわち、更新登録料の納付について追納を認めたのと同様に後半分の登録料の納付を怠った場合に直ちにその商標権が消滅するものとすることは酷であるので、相当額の割増料金を徴収することによって商標権の存続を容認しようとするものである。本項は、工業所有権の保護に関するパリ条約（第5条の2(1)）の「工業所有権の存続のために定められる料金の納付については、少なくとも六箇月の猶予期間が認められる。ただし、国内法令が割増料金を納付すべきことを定めている場合には、それが納付されることを条件とする。」との規定とも整合するものである。

第4項は、前項に規定する6月の期間内に後半分の登録料に併せて割増登録料を納付しないときは、その商標権は当初の納付期限が経過する時に遡って消滅したものとみなす旨の規定である。すなわち、商標権は、第1項又は第2項に規定する納付期限内に後半分の登録料を納付しないときは一応消滅し追納を待って回復するのではなく、納付期限後6月間は追納の有無にかかわらず商標権は存在し、6月以内に追納がない場合に当初の納付期限（すなわち、商標権の存続期間の満了前5年の日）に遡って消滅したものとみなすのである。この取扱いは特許法第112条第4項の規定と同趣旨である。

第5項は、国に属する商標権は登録料が不要である旨の規定、及び従来の特許印紙による納付に加えて現金によっても登録料を納付できる旨の規定を分納制度においてもそれぞれ準用したものである。

第6項は、第41条第2項（設定の登録の際に登録料の納付期限を請求により延長することができます）の規定を、分割納付を用いて設定登録料の前半分を納付する際の納付期限の延長にも準用したものである。

なお、この分納制度は、防護標章登録に基づく権利の登録料については採用していない。それは、防護標章が、著名商標の禁止的効果を非類似商品に及ぶ

範囲を明らかにし、著名商標をフリーライドから保護しようとするためのものであることから、その権利の性格上、10年の存続期間の途中で権利の維持を見直すという必要性はないと考えられるからである。

(補説1) 前半分と後半分の登録料を同額とした理由

不使用商標対策として分納制度の利用率を高めるためには、前半分を安くするというのも一方策ではあるが、前期分と後期分の登録料が異なっていると、10年ごとに更新された場合、結果的に高い料金と安い料金が交互に適用されるということにもなって、料金体系が不自然になるといった問題点もあり、今回導入した分納制度においては、10年の商標権の存続期間を5年ごとに分割して権利期間を半分に区切り、登録料も同額とすることで、分かりやすく利用しやすい制度にすることとした。

(補説2) 分納による後半分の登録料の納付に「本人の責めによらない理由」

に基づく6月の猶予期間を設けていない理由

分納制度は短ライフサイクル製品等に付す商標を登録する者を想定して、選択肢として認める料金支払方法であるところ、同制度を利用する者は、とりあえず5年間登録が維持されれば十分であるとの見通しを持っている者であると考えられる。もちろん、後半分の登録料を納付することにより、さらに後半の5年分も商標登録を維持することができるが、この納付は前半5年間のいつでもできることとしており、さらに5年の期間満了時までに納付されなかった者に対しても6月の追納期間を設けているところであって、自らの選択により分納を選んだ商標権者が選択を変更する期間としては十分なものであると考えられる。

したがって、さらに不責事由に基づく権利の回復のための6月の猶予期間まで認める必要はないと判断したものである。

(参考) 分納制度を利用した場合の登録料の納付額

	分割前半分	分割後半分	(参考)--括納付
設定登録料	44,000円 ×区分数	44,000円 ×区分数	66,000円 ×区分数
更新登録料	101,000円 ×区分数	101,000円 ×区分数	151,000円 ×区分数

(利害関係人による登録料の納付)

第四十一条の三 利害関係人は、納付すべき者の意に反しても、登録料(更新登録の申請と同時に納付すべき登録料を除く。)を納付することができる。

2 前項の規定により登録料を納付した利害関係人は、納付すべき者が現に利益を受ける限度においてその費用の償還を請求することができる。

本条は、利害関係人（専用使用権者、通常使用権者、質権者等）による登録料の納付について規定したものであり、旧第43条において準用していた特許法第110条と同趣旨の規定である。

第1項は、更新登録の申請と同時に納付すべき登録料以外の登録料については、利害関係人が納付できる旨を規定している。なお、更新登録の申請と同時に納付すべき登録料（すなわち、一括納付又は分納前半分の更新登録料）については、今回の改正において更新登録の手続が商標権者の意図のみをもって行われ、登録料の納付を同時に行わなければならない「申請」となることから、利害関係人による納付を考慮する余地はない。更新登録の申請と同時に納付すべき登録料以外の登録料については、その納付が可能となる時から納付期限に

至る間に一定の期間が設けられていること等により利害関係人の納付を認める実益がある。

第2項は、納付すべき者が現に利益を受ける限度においてその費用の償還を請求できる旨を規定している。

(参考) 利害関係人による納付の可否

納付方法		利害関係人による納付
設定登録料	一括	可
	分割	前半分 可
		後半分 可
更新登録料	一括	不可
	分割	前半分 不可
		後半分 可

(既納の登録料の返還)

第四十二条 既納の登録料は、次に掲げるものに限り、納付した者の請求により返還する。

二 過誤納の登録料

二 第四十二条の二第一項又は第二項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料（商標権の存続期間の満了前五年までに第四十三条の三第二項の取消決定又は商標登録を無効にすべき旨の審決が確定した場合に限る。）

2 前項の規定による登録料の返還は、同項第一号の登録料については納付した日から一年、同項第二号の登録料については第四十三条の三第二項の取消決定又は審決が確定した日から六月を経過した後は、請求する

ことができない。

本条は、既納の登録料の返還について規定したものである。

旧第42条では過誤納の登録料のみを返還の対象としていたが、分納制度を導入したことに伴い、一定の条件の下で分割納付の後半分の登録料も返還の対象に加えた。

第1項第2号の「登録異議の申立てに係る商標登録の取消決定又は商標登録を無効にすべき旨の審決が確定した場合」については、どちらの場合も商標権は、はじめから存在しなかったことになるところ、取消決定や無効審決が確定したのが商標権の存続期間の満了前5年までの間で、分納制度を選択して前半分のみならず後半分の登録料を既に納付している場合には、5年日以降の権利が存在しないにもかかわらず後半分の登録料を返還しないのは商標権者に酷であるとの考え方から規定したものである。しかし、取消し又は無効になるまでの間は商標権者は一応有効なものとして独占権行使し、それに基づく利益も享受してきた場合も少なくないという理由から、前半分の登録料は返還しないこととした。

なお、異議申立てによる取消決定や無効審決の確定以外の事由、例えば放棄、取消審決の確定等により商標権が消滅した場合には、自らの意思又は行為に基づいて権利を消滅せしめるものであるか、又は考え方においてこれと同視できるものであるので、これらの場合については全て返還しないこととした。

第2項は、返還の請求についての除斥期間を規定したものである。前項第1号の場合の除斥期間を第2号の場合の除斥期間よりも長くしたのは、第1号(過誤納)の場合は納付をした者自身も返還請求できることに気づかない場合が多いからである。特許法(第111条第2項)、実用新案法(第34条第2項)、意匠法(第45条で特許法第111条第2項を準用)についても、同様の規定振りとなっている。

なお、本条の規定により登録料の返還を請求するには手数料を必要としない。

(割増登録料)

第四十三条 (第一項略)

- 2 第四十一条の二第二項の場合においては、前項に規定する者は、同条第二項の規定により更新登録の申請と同時に納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。
- 3 第四十一条の二第三項の場合においては、商標権者は、同条第一項又は第二項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。
- 4 前三項の割増登録料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、通商産業省令で定める場合には、通商産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

本条は、納付期限経過後6月以内又は不責事由による商標権の回復のための期間内に登録料を納付する者は、通常の登録料のほかにその登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない旨を規定する。

第2項は、更新登録料を分割して納付する方法を利用する場合において、第20条第3項又は第21条第1項の規定に基づく申請をするときは、分割納付の前半分の登録料及びそれと同額の割増登録料を納付すべき旨を規定した。

第3項は、登録料を分割して納付する場合に、後半分を所定の期間内に納付できず、その期間経過後に追納するときは、設定又は更新についてのそれぞれの登録料及びそれと同額の割増登録料を納付すべき旨を規定した。

第4項は、割増登録料の納付について、特許印紙のほか現金による納付を可能としたものである。

(参考) 割増登録料の納付額

	納付方法	登録料	割増登録料
設 定	一括	66,000円 (第40条第1項)	
	分割 前半分	44,000円 (第41条の2第1項)	
更 新	分割 後半分	44,000円 (第41条の2第1項)	44,000円 (第43条第3項) 〔存続期間満了前5年の経過後6月以内の追納の場合 (第41条の2第3項)〕
	一括	151,000円 (第40条第2項)	151,000円 (第43条第1項) 〔存続期間満了後6月以内の申請の場合 (第20条第3項)〕 〔不責事由により、さらに6月以内の申請の場合 (第21条第1項)〕
新	分割 前半分	101,000円 (第41条の2第2項)	101,000円 (第43条第2項) 〔存続期間満了後6月以内の申請の場合 (第20条第3項)〕 〔不責事由により、さらに6月以内の申請の場合 (第21条第1項)〕
	分割 後半分	101,000円 (第41条の2第2項)	101,000円 (第43条第3項) 〔存続期間満了前5年の経過後6月以内の追納の場合 (第41条の2第3項)〕

(注) 複数区分に係る場合は、上記の金額に区分数を乗じた額となる。

【分納制度導入に伴う関連の改正事項】

◆第18条（商標権の設定の登録）

第2項において、「第41条の2第1項(設定登録時の分割納付)の規定により商標登録をすべき旨の査定若しくは審決の謄本の送達があった日から30日以内に納付すべき登録料の納付があったときは、商標権の設定の登録をする」旨を規定した。

◆第23条（存続期間の更新の登録）

第1項において、「第41条の2 第2項（更新登録時の分割納付）の規定により更新登録の申請と同時に納付すべき登録料の納付があったときは、商標権の存続期間を更新した旨の登録をする」旨を規定した。

◆第40条（登録料）

第1項において、第41条の2（分割納付）の規定中の「区分」についても定義付けをした。

◆第68条（商標に関する規定の準用）

第3項において、第18条第2項の規定を防護標章登録に基づく権利に準用するにあたり、防護標章登録には分納制度を導入しないこと等から読み替え規定を設けた。

◆第75条（商標公報）

第2項第1号（旧第5号）に規定する商標公報の掲載事項である「商標権の消滅」からは、「第41条の2 第4項（後半分の登録料の追納期間内に追納されない場合の擬制消滅）の規定によるもの」を除く旨を規定した。これは、分納における後半分の登録料不納による商標権の消滅が相当数になるものと想定され、いちいちその調査をして直ちに公報に掲載することは、手続を著しく煩雑にするからである。

◆第76条（手数料）

第1項第2号において、分納制度を利用した設定登録料の納付期間について延長を請求する場合も手数料納付が必要である旨を規定した。

◆第77条（特許法の準用）

第2項において準用する特許法第17条第3項を読み替え、「第41条の2 第2項の規定により更新登録の申請と同時に納付すべき登録料（第43条第1項又は第2項の規定により納付すべき割増登録料を含む。）を納付しないときは、特許庁長官は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる」旨を規定した。

(2) 初回登録料と更新登録料の傾斜強化

改正前においては、初回設定登録料が66,000円で、更新登録料が130,000円であったところ、今回の改正では、この両者の料金傾斜を強化することにより、更新出願制度の廃止に伴う不使用商標の安易な更新を抑制することとした。

(登録料)

第四十条 商標権の設定の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、六万六千円に区分（指定商品又は指定役務が属する第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分をいう。以下この条、第四十一条の二、第六十五条の七及び別表において同じ。）の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

2 商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、登録料として、一件ごとに、十五万千円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

(第三項及び第四項略)

本条は、商標登録の登録料についての規定である。

第1項は、一出願多区分制の導入に伴い登録料も区分数毎に徴収することとしたため、商標権の設定の際の登録料は、従来と同額の66,000円に区分（指定商品又は指定役務が属する第6条第2項の政令で定める商品及び役務の区分をいう。）の数を乗じて得た額である旨を規定したものである。

第2項は、商標権の存続期間の更新登録の際の登録料は、151,000円に区分の数を乗じて得た額である旨を規定したものである。更新登録料を151,000円としたのは、更新出願制度の廢止によって不使用商標が安易に増加する事がないように料金面で少なくともこれまでと同様の抑止効果を維持するために、従来の更新登録料130,000円に今回の改正で不要となる従来の更新出願料21,000円を加えた額としたことによるものである。